入　札　説　明　書

宮崎県総合博物が行うに係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、入札公告に定める事項及びその他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

なお、当該説明書、仕様書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　令和８年１１月２日

２　競争入札に付する事項

(1)　委託件名　常設展示室装置・機器等点検整備業務

(2)　委託内容　別紙仕様書による

(3)　履行場所　宮崎県総合博物館、宮崎市神宮２丁目４番４号

(4)　契約期間　契約締結日から令和９年３月３１日まで

３　競争入札に参加する者に必要な資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2)　物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和 46 年告示第 93 号。以下「要綱」という。）第２条に規定する入札参加資格を有する者であること。

(3)　令和３年度以降に、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人が設置する博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第２条に基づく登録博物館又は法第 31 条に基づく指定施設（旧法における博物館及び博物館相当施設を含む。）において、元請けとして以下のア及びイの業務を履行した実績を有すること。

ア　展示機器等の保守に関する業務（動作確認等）

イ　造形物等の整備に関する業務（清掃、補修業務等）

(4)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　公告の日から契約が確定する日までのいずれの日においても、要綱第８条第１項の規定に基づく指名停止を受けていない者であること。

４　担当部局

宮崎県総合博物館総務課総務担当　宮崎市神宮２丁目４番４号

郵便番号８８０－００５３　電話番号０９８５－２４－２０７１

５　入札参加資格の確認等

⑴ 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり担当部局に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本業務の入札に参加することができない。

ア　入札参加資格確認申請書の様式

別記様式第１号　※下記⑵の資料を添付。

イ　申請書等の提出期間

令和８年１１月９日から令和８年１１月２１日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

ウ　提出場所　４に同じ

エ　提出部数　１通

オ　提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参による。電送によるものは受け付けない。

⑵ 入札参加資格確認資料

入札参加資格確認資料は次のとおりとする。

ア　３⑶に該当することを証する業務の契約書の写し。

イ　同種業務実績調（別記様式第２号)。ただし、当館の常設展示室装置・機器等点検整備業務の契約書の写しを提出する場合は不要。

⑶　入札参加資格確認結果の通知

令和８年１１月３０日までに書面により通知する。ただし、令和８年１１月３０日に通知する場合は、電送でも併せて通知する。

⑷　申請書等の作成費用の負担等

ア　申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ　申請書等は、返却しない。

ウ　提出期限以降における申請書等の修正及び再提出は、認めない。

６　入札参加資格確認に対する異議申立

⑴　異議申立

入札参加資格がないと認められた者が、その理由又は確認結果に異議がある場合は、次に従い書面（様式は自由）により異議申立をすることができる。

ア　受付期間

入札参加資格確認結果の通知を受理した日の翌日から起算して５日以内とする。

イ　受付場所　４に同じ

ウ　提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は持参によるものとし、電送によるものは受け付けない。なお、郵送による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

⑵　異議申立に対する回答

異議申立に対する回答は、異議申立書を受理した日の翌日から起算して２日以内に通知する。

７　業務の仕様書

別紙仕様書のとおり

８　仕様書に関する質問及び閲覧

⑴　仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア　質問の受付期間

令和８年１１月２日から令和８年１１月１６日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

イ　受付場所　４に同じ

ウ　提出方法

書面を郵送(書留郵便に限る。)又は持参して提出するものとする。

郵送する場合は、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

なお、電話や電送によるものは、受け付けない。

⑵　質問書に対する回答

⑴の質問書に対する回答は、書面により相手方に通知するものとする。

なお、回答書は、下記により閲覧できるものとする。

ア　閲覧場所　４に同じ

イ　閲覧期間

令和８年１１月２２日から令和８年１２月１０日まで（午前９時から午後５時まで）

９　入札

入札に参加する者は、入札書（別記様式第３号）を次のとおり提出しなければならない。

⑴　提出場所　４に同じ

⑵　提出期限

令和８年１２月２日から令和８年１２月１０日まで（休館日を除く。午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。））

⑶　入札書の日付

入札書作成日を記入すること。（開札当日の日付は記入しないこと。）

日付の誤りがある場合は入札無効となるため留意すること。

⑷　提出方法

郵送（書留郵便に限る。提出期限内必着とする。）又は持参により提出するものとする。

なお、入札書の提出においては、６⑶による入札参加資格が確認された旨の入札参加資格確認結果通知書の写しを添付すること。添付の方法は、入札書の封筒と入札参加資格確認結果通知書の写しを別にして提出する。郵送の場合も、同様に、別にして郵送用の封筒に入れること。

⑸　入札方法

落札の決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の１００分の１０に相当する金額を加算した金額（１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

⑹　代理人が入札を行う場合は、委任状（別記様式第４号）を提出するほか、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

⑺　入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「１２月１１日開封《「令和８年度常設展示室装置・機器等点検整備業務」》の入札書在中」と朱書きし、郵便により提出する場合は二重封筒とし入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮に持参により提出する場合と同様に氏名等を朱書きしなければならない。

⑻　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

⑼　入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

10　開札

⑴　開札の日時　令和８年１２月１１日　午前１０時００分

⑵　開札の場所　宮崎県総合博物館　研修室１

⑶　開札の立会い

開札は、入札者又はその代理人１名を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

11　再度入札

⑴　再入札は１回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規定により最終入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがある。

⑵　再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

12　入札保証金及び契約保証金

⑴　入札保証金

入札金額の１００分の５以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア　競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ　当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

⑵　契約保証金

契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア　契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ　契約を締結しようとする日の属する年度前の２箇年度の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）、地方公共団体（地方独立行政法人並びに地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約（長期継続契約以外の複数年度にわたる契約にあっては、履行完了日が契約を締結しようとする日

の属する年度前の２箇年度の間にあるもの）を２回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

13　入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

⑴　虚偽の申請を行った者のした入札

⑵　入札参加資格のない者（入札参加資格の確認時に入札参加資格を有していたものの、契約の日までに、指名停止等により入札参加資格を失った者を含む。）のした入札

⑶　同一人が同一事項についてした２通以上の入札

⑷　２人以上の者から委任を受けた者が行った入札

⑸　入札書の表記金額を訂正した入札

⑹　入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱した又は不明な入札

⑺　入札条件に違反した入札

⑻　連合その他不正行為があった入札

⑼　入札公告等の規程に違反した者のした入札

14　落札者の決定の方法

⑴　予定価格の範囲内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

⑵　落札となるべき同価の入札をした者が２名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15　その他

この競争入札の落札者は、発注者の指示により落札決定の日から起算して７日以内に契約を結ばなければならない。